平成28年4月1日決裁 28川市選第72号

(目的及び設置)

第1条 本市において執行される各選挙において、選挙人が投票しやすい環境を整備するに当たり、選挙の公正を確保しつつ、本市に係る諸般の状況、条件等を勘案した上、投票環境の向上に必要かつ有益な方策を調査、検討することを目的として、川崎市・区投票環境向上方策検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 検討会は、次に掲げる事項について、調査、検討を行う。
 - (1) ICTを活用した投票環境の向上に関すること
 - (2) 投票(期日前投票及び不在者投票を含む。以下、「投票等」という。) の利便性 向上に関すること
 - (3) 投票所及び期日前投票所の運営体制に関すること
 - (4) その他投票環境の向上のために必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 検討会は、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長(以下、「選挙課長」という。)、選挙管理委員会事務局長の指定した書記及び各区選挙管理委員会書記長の指定した書記をもって構成する。
- 2 検討会に、座長を置き、選挙課長をもって充てる。
- 3 座長は、検討会の議事その他会務を掌理する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(招集)

第4条 検討会の会議は、座長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 座長は、その調査、検討に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、 その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。